

保安規定

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約細目書

(保安管理業務の内容)

第1条

委託者が受託者に委託する保安管理業務は、委託者の設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務であって、受託者は委託者の保安規程に基づいて、受託者の保安業務担当者が自ら業務を実施するものとする。

、託者が実施する保安管理業務は、次項によるものとする。

(1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。

(2) 事故・故障の発生や、発生するおそれの連絡を委託者から受けた場合、受託者は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、受託者は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。

事故・故障の原因が判明した場合、受託者は、同様の事故・故障を再発させないため対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、受託者は、委託者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。

(3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面についてその作成及び手続きの助言を行うこと。

(5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき必要な指示又は助言を行うこと。

2 委託者が前項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、委託者は受託者の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができるものとし、受託者はその記録を確認するものとする。これに関し、委託者に対し受託者は助言を行うこととする。このほか受託者は当該電気工作物の保安について、委託者に対し助言ができるものとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次の①から⑤までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- ① 建築基準法・第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- ② 消防法・第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ③ 労働安全衛生法・第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器・オートメーション化された工作機械群等）

- ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次の①から⑤までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ① 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - ② 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、金庫室、電算室等）
 - ③ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室等）
 - ④ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物（ボイラ・タービン等）

（点検の頻度及び点検項目）

第2条

前条に定める受託者が定期的に行う点検の頻度は下表に掲げるものとし、点検内容の詳細は別紙-1によるものとする。

・年次点検		・毎年1回点検
・月次点検	需要設備	・2月に1回点検
	発電設備	・2月に1回点検
・臨時点検		・必要の都度
・工事期間中		・毎週1回点検
・竣工検査		・必要の都度

（点検頻度：経済産業省告示第249号による）

- 2 上記点検のほか、委託者及びその従業者が行った日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常あった場合には、保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。

（絶縁監視装置等の設置・撤去）

第3条

低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、受託者は警報発生時（警報動作電流「設定の上限値は50ミリアンペアとする。」以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう）に、次の掲げる処置を行うものとする。

- (1) 受託者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - (2) 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 2 電気工作物に設置する絶縁監視装置等は委託者、受託者協議の上、受託者が設置し所有するものとする。

- (1) 委託者は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、並びに電灯配線など既存の施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。
 - (2) 絶縁監視装置等の設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとする。
 - (3) 絶縁監視装置等の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとする。
 - (4) 委託者は、絶縁監視装置等無断で移設、取外し、又は修理等を行わないものとする。
- 3 受託者は、次のいずれかに該当する場合は、委託者、受託者協議の上、絶縁監視装置等を撤去するものとする。
- (1) 絶縁監視装置等による監視が不要となった場合
 - (2) 契約の解除又は契約が失効した場合

(支払条件等)

第4条

委託者が受託者に支払う委託料は、契約書のとおりとする。

(連絡責任者等)

第5条

委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。
- 4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

(委託者及び受託者の協力及び義務)

第6条

委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、その意見を尊重するものとする。

- 2 委託者は、受託者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- 3 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第7条

- 1 受託者は、保安業務責任者については、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとする。
- 2 委託者は、受託者の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、そ

の者が委託契約書に明記された本人（別表-1）であることを確認することとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急な場合を除くものとする。

- 3 受託者の保安業務担当者は、委託者の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- 4 受託者の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 受託者の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 6 受託者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者にお知らせするとともに、委託者は面接等により本人の確認を行うこととする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

（通知義務）

第8条

委託者は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとする。

- (1) 災害・電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (2) 低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置等（以下「絶縁監視装置等」という。）を設置している場合で、絶縁監視装置等が警報を発したとき。
 - (3) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、施行及び完成した場合
 - (4) 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
 - (5) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
 - (6) 相続等により、契約に基づく権利義務の継承があった場合
 - (7) 所管官庁の立入検査を受ける場合
 - (8) 電気工作物の保安に関する書類を所管官庁に提出する場合
 - (9) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、電気工作物の保安に関する必要事項の教育、又は訓練を行う場合
 - (10) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することが出来る体制を整備し、又は変更する場合
 - (11) 従事者以外の者が高圧電気設備に近接して作業を行うとする場合
 - (12) 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
 - (13) 電力株式会社との契約電力に変更があった場合
 - (14) その他電気工作物の保安に関し必要な場合
- 2 受託者は、次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとする。
 - (1) 保安業務担当者等を変更する場合、変更後の保安業務担当者等の氏名等
 - (2) 定期点検及び工事中点検等を実施する予定日

(3) 執務時間内、執務時間外における連絡方法

(4) その他必要な事項

(危険物のある場合等の通知)

第9条

委託者は、爆発性、可燃性もしくはその他の危険物質等を貯蔵し、又は取り扱う場合、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく受託者に通知するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

(損害賠償)

第10条

受託者が負う損害賠償については、契約書のとおりとする。

ただし、受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 委託者が、第6条第1項について、委託者の都合により実施せず、これによって損害を生じた場合
- (2) 委託者が、電気関係法令又はこの契約に違反した行為を行い、これによって損害を生じた場合
- (3) 委託者が、第8条第1項(1)から(6)まで及び第9条による通知を怠り、これによって損害を生じた場合
- (4) 天災地変のほか、自然劣化及び原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びにその他乙の責めとならない事由により障害を生じた場合

(機密の保持)

第11条

受託者は、契約書に基づき、業務上知り得た委託者の機密を他にもらさないものとする。

(記録の保存)

第12条

委託者は、受託者が行う保安管理業務の結果について、終了時に受託者から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存(3年間)するものとする。

(電気工作物以外の施設に対する措置等)

第13条

保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、協議の上、委託者が速やかに改修する。

(契約期間内の更改)

第14条

契約書に定める場合のほか、委託者及び受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 委託者が保安規程を変更する場合
- (7) 受託者が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

(契約の解除等)

第15条

契約書に定める場合のほか、次に該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- (1) 委託者又は受託者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- 2 前項のほか、委託者受託者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄にその旨文書により通知し委託者受託者相互が合意したうえで解除できるものとする。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000Vを超えた場合
 - (5) 発電所の出力が1,000kWを超えた場合
 - (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600Vを超えた場合

(その他)

第16条

年次点検等で停電作業を行う場合については、委託者が指示する電灯分電盤に仮設電源等を用いて給電し、作業を実施するとともに、委託者が指示した場合は、宿日直業務に最低限必要な給電を仮設電源等を用いて行うものとする。なお、当該給電に用いる仮設電源等については、受託者の負担とする。

点検業務の実施内容

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 月次点検は、電気設備が運転状態で、電気工作物の運転中に行う外観点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、電気設備の運転を停止しないと出来ない電気工作物を停止して行う精密点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、電気設備を計画外（著しい経年劣化兆候・異常気象及び災害など）で電気工作物を外観上及び調査、測定試験をいう。
- (4) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (5) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 月次点検、年次点検
 - ① 月次点検の実施回数は、経済産業省「告示第249号」に基づくものとする。
 - ② 年次点検は、1年に1回以上行うものとする。
- (2) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (3) 工事期間中の点検
工事期間中において月次点検と同等の外観点検を毎週1回以上行うものとする。
- (4) 竣工検査
工事完成後行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検すること。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検すること。
- (3) 年次点検における停電作業は、設備の運転に支障のないように、事前に現状を把握し、復旧の遅延がないよう十分な計画などを行い、年次点検までに委託者と協議すること。また、点検状況を写真撮影し提出すること。
- (4) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

4 通常運転設備の維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検	臨時 点検
引込設備	責任分界となる器等 開閉線及び支持物 引線及びケーブル 接地線・保護管等	外部精密点検	○		必 要 の つ ど
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		接地抵抗測定		○	
受電設備	遮断器	外部精密点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		内部点検		○	
	断路器・計器変成器 電力ヒューズ・避雷器 母線・支持物・リアクトル 電力用コンデンサ その他高圧機器	外部精密点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外部精密点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
		電圧・負荷電流測定	○	○	
	受配電盤及び制御回路	外部精密点検	○		
		観察点検		○	
		電圧・負荷電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		計器校正試験・シーケンス試験		必要の 都度	
	受電室・電気室 キュービクル	外部精密点検	○		
		観察点検		○	
		計器指示値の確認		○	
	接地工事 (接地線・保護管等)	外部精密点検	○		
観察点検			○		
接地抵抗測定			○		

電 気 工 作 物			点検, 測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検	
配電設備	開遮変配 線及び配 接地のそ の他	閉断圧 線及び配 保機 器	器器器 器器器 路路路 具具具 等 類	受電設備に準ずる	同左	同左	必 要 の つ ど
	負荷設備	照 明 装 配 電 器 具 配 線 及 び 配 線 器 接 地 線 ・ 保 護 管 そ の 他 機 器	置 類 具 等 類	外 部 精 密 点 検	○		
観 察 点 検					○		
絶 縁 抵 抗 測 定					○		
非常用予備発電設備	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 蓄 電 池	置 類 具 等 類	外 部 精 密 点 検	○			
			発 電 電 圧 ・ 周 波 数 等 測 定	○	○		
			観 察 点 検		○		
			絶 縁 抵 抗 測 定		○		
			接 地 抵 抗 測 定		○		
			自 動 始 動 ・ 自 動 停 止 試 験		○		
			手 動 始 動 ・ 自 動 停 止 試 験	○			
			電 気 関 係 保 護 断 電 器 と の 連 動 試 験		○		
	電 気 関 係 保 護 断 電 器 の 特 性 試 験		○				
	電 池 の 比 重 ・ 液 温 ・ 電 圧 測 定		○				
開閉器・遮断器・配電盤 発電機設備の建物・室箱 キュービクルの外箱			受電設備に準ずる	同左	同左		
			燃 料 タ ン ク			外 部 精 密 点 検	
ギ ア ホ ン フ						観 察 点 検	
			外 部 精 密 点 検	○			
			観 察 点 検		○		
			始 動 停 止 試 験 (手 動)	○			
避 雷 針 設 備			始 動 停 止 試 験 (自 動)		○		
			外 部 精 密 点 検	○			
			観 察 点 検		○		
			接 地 抵 抗 測 定		○		